

仙台市教育委員会訓令第三号

仙台市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

仙台市教育委員会
教育長 天 野 元

仙台市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

仙台市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（昭和二十八年仙台市教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

現 行					改正後				
別表（第三条関係）					別表（第三条関係）				
所属	種別	勤務の区分	勤務時間	週休日	所属	種別	勤務の区分	勤務時間	週休日
学校教育支援センター	教育支援センターに勤務する職員	日勤	毎四週間につき一週間当たり三十八時間四十五分とし、その割振りについては、課長が定める。	日曜日及び日曜日以外の日以、毎四週間につき職員ごとに指定する四の日	学校教育支援センター	教育支援センターに勤務する職員	日勤	毎四週間につき一週間当たり三十八時間四十五分とし、その割振りについては、課長が定める。	日曜日及び日曜日以外の日以、毎四週間につき職員ごとに指定する四の日
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(教育局教育人事部人事課)